

産 商 商 第 59 号
平成26年11月25日

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成26年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ上桂店
京都市西京区山田畑田町9番3他5筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者においては、店舗の向かい側に中学校があることから、朝の通学時間帯の、通学生徒をはじめとする歩行者の安全確保に一層努めるとともに、繁忙時は必要に応じて交通誘導員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれます。

また、駐輪場については、ピーク時には届出台数を超える台数が駐輪されているため、届出駐輪場及び駐輪スペースに整理して駐輪するよう周知することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の第一種低層住居専用地域及び第二種住居地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側及び西側は住宅、南側は道路を隔てて住居、東側は道路を隔てて中学校が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、開店時刻変更の目的、朝の時間帯の想定される客数及び販売物等についての質問並びに来客車両の誘導についての要望が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績及び予測によると、ピーク時においても駐車場に空き台数があるため、駐車場収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、店舗の向かい側に中学校があることから、朝の通学時間帯の、通学生徒をはじめとする歩行者の安全確保に一層努めるとともに、繁忙時は必要に応じて交通誘導員を配置するなど、適切な対応を講じることが望まれる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績によると、ピーク時には届出台数を超える来客があるが、その場合も敷地内にすべて収容されている。また、今回の変更については開店時刻の繰り上げであり、開店時刻においては空き台数があることから、当該変更によって公道上への駐輪などが発生する恐れは少ないと考えられる。

なお、ピーク時には届出台数を超える台数が駐輪されているため、届出駐輪場及び駐輪スペースに整理して駐輪するよう周知することが望まれる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

変更前の廃棄物等保管施設の容量で排出量を充足しており、今回の変更で商品の搬入量が増加しない計画であることから、現行の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると考えられる。

(4) 昼間の等価騒音レベルについて

予測によると、昼間の等価騒音レベルは変更後も基準値を下回っており、室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。